

の第一は、最近頃に擡頭せる資本家團體の失業保險法暗殺の策謀を粉碎するためであり、第二は、最近稍もすれば迅速に陥らんとする政府當局の失業對策に對して猛省を促さんとする爲めである。即ち、我等は現下の失業對策に於て、失業保險法制定の緊要性を明かにしこれが促進を計らんとする。

二、我國の資本家團體が、勞働立法乃至は社會政策に對して、十年一日の如く、頑迷反動の態度を持し來れることは、嘗ての勞働組合法反對其他の問題に於て隨所に現はれてゐるが、就中、失業對策に關しては、最も露骨なる反動性を暴露した最近日僱労働者失業共済施設要綱に關する社會局長が發表せられるや、かゝる微温、不徹底なる試案に對してすら、いち早く反對を聲明し、特にこれが失業保險法制度の氣運を醸成することに對して反對なることを強調してゐる。かゝる態度の不合理にしてそれ自體が反動性を曝露するものであることは我等の當時既に聲明した所である。この資本家團體の失業對策の中心は、失業保險法制定反對にある。彼等の金科玉條とする反對理由なるものを概観するに

(一)失業保險法制定は我國に於ける勞資間の家族互助扶助的傳統と矛盾する(二)國家財政の難局を招來する(三)事業を不健全にし労働者を怠惰にする(四)女工乃至季節的労働者多き故實施困難なり等を擧げてゐる。

加之資本家團體は解雇手當法(從來の十四日分の法定解雇手當を多少増額することを内容とする)の制定を以て、失業保險法に代置せしめんとしてゐる。我等は茲に彼等の反對理由の一つ一つを眞面目に稽駁する程の勇氣と必要を認めない。これは要するに、彼等一流の家族主義温情主義的欺瞞のための口實乃至は資本家の個人主義的利己のために一切の社會的福祉の増進をも犠牲にして種みざる態度に過ぎない。

三、資本家團體のかゝる態度は必然的に政府當局に反映し政府の失業對策の如きは、現實に見るべきものなきのみならず、

その促進の方策の如きも、朝に日僱労働者失業共済施設案を示し、夕には解雇手當法案を云々するといふが如く、その間一定の體系を求め、正常的發展を計る熱意と眞實性を認むる事が出來ない。失業の擴大深化を前にして徒らに左顧右眄の對策の歸趨を疑はしむる觀なきを得ない。我等は、失業保險法の制定を以て、失業救済の基本的對策なりと主張する。これによつて爾餘の對策は進歩的且つ合理的たり得るものなることを強調する。政府當局は、失業保險法の制定に直進しこれを樞軸として一切の失業防止、救済の對策を實行すべきである。例へば傳へられる所の解雇手當法制定の如きもこれのみを以ては、却つて、労働者解雇及失業に對する資本家の負擔並にその社會的責任を免れしめるに過ぎず、又失業對策本來の意義を没却した反動的施設を追加するのみである。我等はこの際、特に失業保險法制定のために一切の反對を排して直進せねばならない。

四、本提案中の要綱は今日の情勢に應じて實現の可能性を考慮しこれに我等の最少限度の要求を具備せしめんとするものである。即ち

(一)本案は、我國に於ける失業保險法の第一歩たる意味から相當の限度を與へてゐる。被保險者の範圍、保險給付期間の如きこれである。

(二)本案に基く豫算見積りより考慮するとき資本家團體の籍口する「國家財政の難局」の如きも問題とならないだらう。況んや非常時に失業救済の見るべきものなく、一面、税制の改革などなき今日の缺陷と併せ考慮すれば、本提案を拒否すべき何等の理由がないのである。

(三)其他要綱々に關しては省略す。